

第6 2回国土交通省政策評価会

令和7年12月4日

【磯野政策評価官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6 2回国土交通省政策評価会を開催したいと思います。

本会議は、対面とオンラインの併用方式となっておりまして、あと事前に傍聴の応募がありました一般の方々もオンラインで傍聴されております。また後日、本日の配付資料、議事録をホームページで公開をいたしますので、申し添えたいと思います。

本日、オンラインでは鈴木委員、平田委員、松田委員に御出席をいただいております。なお、鈴木委員におかれましては、所用のため14時45分からの参加となっております。また、本日対面で御出席いただいております佐藤委員におかれましては、15時頃、途中で退席されるとお聞きをしております。また、オンラインで御参加をいただいております松田委員におかれましても、15時10分頃退席をされるということでございます。

また、本日、政策レビューの担当課から、都市局の三浦都市安全課長、住宅局の家田住宅戦略官、海上保安庁総務部の稻葉教育訓練管理官が出席をいたしております。

初めに、資料の確認でございますけれども、議事次第、資料一覧、委員名簿、資料1－1から1－3、資料2、資料3、資料3－1から3－4を御用意いたしております。また、会場出席の委員のお席には、タイムテーブル、配席図、御意見を記載する用紙、令和7年度政策レビューテーマ別の担当委員の一覧を御用意いたしております。また、先ほど申し上げました御意見を記載される用紙につきましては、評価会終了後、回収をいたします。資料の不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは、初めに、渡邊政策統括官より御挨拶を申し上げます。

【渡邊政策統括官】 政策統括官の渡邊でございます。委員の皆様におかれましては本当に御多忙のところ、第6 2回の国土交通省政策評価会に御出席賜りまして本当にありがとうございます。

本日の政策評価会では、今年度の政策レビュー、3つございますけれども、それにつきまして、前回の政策評価会や、テーマごとに4回開催いたしました意見交換会におきまして、皆様から御意見をいただき評価書案を作成してございましたので、それを御審議いた

だきたいと思います

この後、各テーマの担当者より、評価書案につきまして御説明させていただきます。私たちといたしましても、質の高い評価書を策定したいと思ってございますので、皆様、忌憚のない御意見、よろしくお願ひいたします。

【磯野政策評価官】 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、加藤座長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【加藤座長】 では、本日の政策評価会を始めます。本年度の政策レビュー評価書（案）について議論したいと思います。テーマごとに各部局より説明15分、委員の皆様からの御意見、御質問を15分程度して、議論が一区切りついたところで次のテーマに移るということで進めたいと思っております。

それでは、早速ですが、資料1-1にございます「復興まちづくりのための事前準備」につきまして、都市局の三浦課長より説明をよろしくお願ひいたします。

【三浦都市安全課長】 都市安全課の三浦と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは資料1-1「復興まちづくりのための事前準備」について御説明します。説明時間が短いために、かなりかいつまんでの説明になること、御容赦お願いします。

まず5ページをお願いいたします。評価の概要ということで、評価の目的ですが、1-1に記載のとおり、激甚化・頻発化する災害を踏まえまして、復興まちづくりのための事前準備の必要性が極めて高いという状況ですが、現在、まだ3割の自治体では取り組めていないということで、このレビューをし、今後の施策に反映することを目的とするものでございます。

少し飛びます。7ページをお願いいたします。事前準備の全体像ですけれども、下段の5項目を事前に取り組むことで、中段に赤枠の結果が期待されておりますので、この5項目について、国として推進をしているところでございます。

8ページをお願いします。背景としましては、過去に大規模な災害が起り、そのときの教訓からこれが極めて重要だということで取組を開始しているところでございます。

飛びます。10ページをお願いいたします。取組5項目のうちの体制と手順についての例示を示させていただきました。下のイメージ図のとおりです。

11ページをお願いします。こちらは訓練の例示になります。復興イメージトレーニングの流れという形で、これは様々なスタイルございます。

12ページをお願いします。関係組織とその役割でございますけれども、主には市町村に、策定して取り組んでいただくことが大事ですけれども、都道府県の役割も極めて大事だと思っております。記載のとおり、取組主体としては都道府県と市町村、そしてそれに対して、国として様々な支援を行っているということですが、都道府県による市町村への支援ということも大事だと。このように考えております。

13ページをお願いします。政府がこれまで策定してきている様々な計画や方針に、復興まちづくりのための事前準備を推進する旨が位置づけられております。

14ページをお願いします。ここからは国土交通省の取組状況について御説明します。段が幾つもありますけれども、まず2段目、ガイドライン等の公表ですが、平成30年に最初のガイドラインを策定しました。そして令和5年のところ、2つ目のまた別のガイドラインを策定し、取組の支援をしております。その下の段、サポーター制度、こちらは令和2年度に開始。さらに2つ下、伴走支援というものがございますが、こちらは令和3年度から。さらにその下、財政支援も行っておりまして、こちら令和4年度から開始しております。このような取組を推進してまいりました。

15ページをお願いします。第1段のガイドラインの御紹介ですけれども、平成30年7月に策定しましたガイドラインは、記載のとおりの章立てになっておりまして、これによつて自治体が取り組みやすくなるということを期として策定しております。

16ページをお願いします。サポーター制度の概要になりますが、下の概念図で右側にサポーターとありますが、こちらは、例えば復興まちづくりの経験者。ノウハウをお持ちですので、こういった方々に御登録いただきまして、左側の青のパートナー都市とありますけども、こちらは取組を進めたいと思っている市町村のことを示しております、その両者の間をつなぐ、マッチングのような形で私たち国土交通省が支援しているものでございます。

18ページをお願いします。年1回、連絡会議というもの、下段に書かせておりますけれども、令和6年度の実績としては、520名の方にウェブ参加も含めて御参加いただいております。

19ページをお願いします。こちらは伴走支援という支援のスタイルのもので、けれども、令和6年度は記載のとおり、7団体に対して支援しました。主には勉強会の開催の支援、あるいは自治体向けの訓練の実施に向けた支援、こういったものを実施しております。

20ページをお願いします。こちらは財政支援の御紹介になります。都市防災総合推進

事業という交付金事業を使いまして、赤字のとおり④のところ、事前復興まちづくり計画策定支援ということで、3分の1の国の支援という取組を行っております。

22ページをお願いいたします。こちらは自治体による取組の状況の結果、現状でございます。大きな円がございますけれども、いずれかの取組を検討、あるいは検討済み、あるいは検討段階であると。こういった回答をいただいているところが、全国1,788団体のうち69%でした。一方、左上に小さな丸がありますけれども、これは6年前のデータです。その当時は47%ですので、一定の進展があったと評価できるとは思います。しかしながら、いまだ検討していない自治体がまだ31%もあるという状況も事実でございます。

次のページ、23ページをお願いします。取組内容別で実態把握をしております。まず体制についてですが、同じような並びで表現させていただきました。点線で囲まれていますけれども、数字を足すと、6年前は43%だったものが、現在は65%まで増えております。下の段、手順につきましては34%の取組だったものが54%。

そして次のページ、24ページですが訓練。こちらはまだまだという状況ですが、6年前も8%だったものが現在は16%。その下、基礎データにつきましては、6年前は13%だったものが現在は25%と。こういう状況になってございます。

25ページ、5つ目の目標についてですが、6年前16%だったものが27%になってございます。右側の棒グラフのところを簡単に御説明したいと思いますけれども、こちらは行が幾つも分かれていますけれども、下に行くほど検討の熟度が深化、具体化しているものだと見れます。ですから、例えば一番下、5番目になりますけれども、高台移転等、実際の事業も見据えて復興まちづくりの実施手法を定めています、あるいは定めましたというところは44団体しかないのでけれども、一方で、少数ではありながら、こういう取組まで進んでいる自治体もあるということが把握できております。

次の26ページですが、都道府県ごとに市町村の取組実施状況を色分けしたものです。見てのとおりでございますけど、南海トラフ地震、あるいは首都直下地震を想定しているところでは実施率が高い状況が読み取れます。

次のページ、27ページは県別の生データになります。100%実施しているというところもあれば、なかなか進んでない県もあるということがこちらで分かります。

28ページにつきましては経年変化を折れ線グラフで表現させていただきました。先ほど22ページに大きな円がありましたけれども、あれは一番左側が平成31年と一番右側の令和7年度を並べたものですが、毎年毎年の変化を追っていきますとこのような変化率

になってございます。

少し分析すると、次のページ、29ページになります。最初のデータはガイドライン公表の1年後データですけども、公表後の31年から令和3年度までの3年間というのではなく加速したと読み取れますけれども、それ以降は少し横ばい、停滞ぎみかなというふうに読み取れます。ですので一番下ですけれども、私たちは国として様々な支援を行ってきたところですが、自治体の活用状況・意見を把握して、より取組を進めるための支援について、このたび検討する必要があると。このように考えてございます。

30ページをお願いします。そのための評価ということで、実際にはアンケートあるいはヒアリングを行いました。下の段に記載のとおり、アンケートについては全自治体に対して、ヒアリングについては、その中から10団体を抽出して実施しております。

31ページは、このような項目でアンケートを取りましたけれども、次のページ以降で少し主立ったものを説明していきたいと思います。

32ページをお願いします。災害の備えに対する庁内全体での意識という質問ですけれども、①②というのは極めて重要な課題だと認識しているという回答でございます。こちらが合計で95%もありましたので、認識としては危機意識、非常に高いのかなと思っております。

33ページをお願いします。こちら、まず左側の棒グラフが並んでいる表ですけれども、26ページで全国の地図がありましたが、それが実際、この棒グラフでも表現できております。南海トラフ地震、あるいは首都直下地震のエリアでは高い取組率になっているのかなということが見れます。

右の自治体の種類別、規模別とも言えるかと思いますけども、見てみると、上段の政令市、あるいは23区特別区、中核市辺りは高いのですけど、一番下、町村というところになりますと、まだまだ取組が進んでないという実態が分かりました。

34ページ、こちらは想定災害別、地震ですとか、洪水とか、津波ですとか、想定災害別でどのように取組が進んでいるかということですけれども、地震や洪水単独よりも、地震あるいは他の災害が想定されている自治体のほうが取組が進んでいるということが読み取れますし、かつ津波災害が想定されるところはより高い数字になっていることが分かります。

35ページをお願いします。こちらは全都道府県の中で何らかの市町村に対しての支援を行っているか否かという分析結果になってございます。左側、支援を行っている18都

道府県がありますが、その管内の市町村での取組状況、82%と高い状況になっていますが、右側、取り組んでいない29都道府県では、合計で61%にとどまっているという状況が見れます。

続いて36ページは、取組を支援している18都道府県における分析になってございます。支援の内容によって、それぞれ進捗が違うのですけれども、一番下から3番目、最もこちらが高い割合になっておりまして、項目としましては、大規模災害に関する被害想定の実施と情報提供ということを県として支援している場合が高い率になってございます。

続いて37ページをお願いします。取り組んでいないところの理由を聞きました。まず1としましては、具体的な内容がよく分かっていない。2番目に、検討や調整に時間がかかるから。こういう回答が多かったです。

続いて38ページ、こちらは手順についてですけれども、具体的な内容がよく分かっていない。あるいは検討や調整に時間がかかってしまうという同じような回答が並びました。

続いて39ページ、こちらは訓練についてです。こちらも具体的な内容が分かっていない、あるいは企画や進行を担える職員がいない。知識も不足していると。こういう回答が多くございました。

40ページをお願いします。基礎データについてです。整理や分析についての内容がよく分からぬから。あるいは整理や検討に相当の時間・費用がかかるからということが回答として多かった状況です。

41ページ、目標についてでございます。こちらもやはり知識・情報が職員にない。あるいは具体的な内容がよく分かっていないと。こういう結果が出ておりまして、42ページは、そのまとめのページになっていますので割愛させていただきますが、おおむね同じような回答が並んでいるという状況になりました。

43ページ、こちらはヒアリング結果の中で着手済みだという5団体、5自治体のヒアリング結果です。主なものだけ御説明しますと、まず最初のポツですけれども、これは取り組むことになったきっかけですが、実際被災した経験からですとか、あるいは町長からのトップダウンによる指示だったからと。こういう回答が多くございました。

また下の段、取り組んでよかった点ですけれども、復興の視点がきちんと住民に伝わった。これは住民を巻き込んで取り組んだ自治体です。あるいは府内での復興未経験職員の意識が高まった。こういう回答を得られております。

続いて44ページ、同じく着手済み5団体です。ガイドライン、サポート一制度、伴走

支援、これらについては多く認識し、また活用していただいて検討を進めたという実態になっています。補助制度も同じくです。また都道府県に対する認識ですけれども、いろいろな意見をいただきましたが、県に対する感謝の声が聞こえた一方で、広域災害になるので県としてもきちんと方針や策定をしていただきたいと。こういう意見も出ておりました。

45ページは未着手のところです。こちらやっぱり、多くの業務を抱えており、人員が不足しているから取り組めていない等々の御意見をいただいているし、また後段ですけども、私たち国としての様々な取組を認識すらしていないという自治体も多くございました。

すみません、時間もありますので少し飛ばします。48ページ、評価結果のまとめでございます。これまでの取組、様々な会議での知識・ノウハウの不足を支援するというふうにやってまいりましたが、アンケート結果でもありましたとおり、やっぱりそれでもよく分からぬという状況がありますので、一番下の行ですけども、知識やノウハウを習得する機会の状況が必要と感じております。

次のページ、49ページ、2点目の、取り組むべき具体的な内容がよく分からぬというところですが、こちらもガイドラインや事例集を策定してまいりましたが、最後の行にありますとおり、やっぱりこの充実が必要ではないかという結論を導いています。

次のページ、3番目、人員不足・業務多忙ということですが、こちらも同じように伴走支援等々で支援してまいりましたが、そもそも絶対的な職員数が足りないとか、他の業務で手が回らないと。こういう意見がやはり多数ありましたので、そういう方々に対して、そういう自治体に対して手を差し伸べる支援方法が必要だと。強化する必要があると感じております。

51ページ、体制が未確立ですというところです。こちらについてもやっぱり担当課が決まってないとか、部局等の協力が得られないというのはガイドラインで示してきたつもりですけれども、こちらについて、他の先進事例をきちんと示すことが重要ではないかというようなことでございます。

52ページですが、都道府県による関与もなかなか進んでないということで、底上げが必要だと思っています。

次のページ、53ページ、私たち国土交通省の取組支援の不足につきましても、周知を図ってまいりましたが、さらなる強化が必要だと思っています。

そしてインセンティブにつきまして、7番目ですけれども意見がございました。これは

財政支援だけではなくて、他の何らかのインセンティブ、こういったことが必要ではないかと考えております。

55ページは具体的にこれからやっていきたい、やっていくべきではないかと考えている今後の方向性につきまして、研修の充実、会議でのさらなる情報発信、あるいはサポーター制度の強化、こういったものがまず1点目ですし、2つ目につきましては、自治体向けのしっかりととした手引を新たに発行して補足することが必要ではないかと考えております。3番目の人員不足も同じく手引、4番目の体制の強化のところは、まずは他省庁と連携して一緒に会議で発信していくとともに、手引で強化することが有効ではないかと思っています。

最後のページ、まず（5）の都道府県ですけれども、こちらも先進事例をしっかりと分析して手引に反映。（6）の認識不足のところは、引き続き会議等、あるいは勉強会等で周知を図るべきだと思っていますし、最後のインセンティブのところは、財政支援の周知をしっかりと図るとともに、他の何らかのインセンティブ強化を図っていく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

【加藤座長】 ありがとうございます。

では、今の御発表に関して御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。佐藤委員どうぞ。

【佐藤委員】 この取りまとめにいろいろと参加させていただきましてありがとうございます。非常に丁寧にまとめていただけたいと思います。どこまでできて、どこまでができていないのか、どこにボトルネックがあるのかということについて非常に分かりやすく示していただけたのかなと思いました。

これ全体的に、この種の評価に限らないんですけども、最近言われているのが、やっぱり人員不足ということもあるので、何らかの伴走支援とか、外部から、サポーターというのが今回出てきましたけれども、何らかの外部の専門家の支援というのが必要であると。伴走型の支援が必要だということと、やっぱりより県の関与というものが求められて、これは広域行政の領域は結構あって、もちろんこういう復興まちづくりだけではなく、上下水道の整備とか、こういったもの、公共交通とかみんなそうなんですけれども、やはり、より都道府県の関与が求められるという分野なので、それは今、一般論として言われていることかなと思いました。

ただ、ことこの復興まちづくりに関してやっぱり特異だったと私が感じたのは、もちろん当たり前なんんですけど、やったことがないのでノウハウの不足というところがあると思います。ここはやはりガイドラインをつくるとともに、優良事例であるとか先進事例を紹介して、現場に浸透を図っていくということがやっぱり求められるのかなと思いました。

それから、これはいかにもお役所なんですけど、やっぱり府内の体制が未確立。つまり誰がやるのかが決まっていないということ。そこでこれは防災担当なのか、まちづくり担当なのかとか、こういったところで恐らくあって、これは申し訳ないけど、国の縦割りも影響している面があると思います。ここで既に指摘されているとおり、各自治体での連携と合わせて、やっぱり省庁間でも横断的にこの種の防災まちづくりについての取組は求められると思います。昨今、道路とか、あるいはインフラ関係でも、B C P的な要素は求められていると思いますので、その辺とも合わせて、他省庁の関連する事業との連携を強化いただければと思いました。

全体として非常によくまとめられていたと思います。ありがとうございました。

【加藤座長】 何か、今の点に関して回答がありますか。

【三浦都市安全課長】 御指摘ありがとうございます。県の関与につきましては、私たちも極めて大事だと認識していますけれども、まだ18しかできていないということで、これをいかに取り組んでいただけるか、それを分かりやすく示すのはなかなか難しいんですけども、今御指摘いただきましたとおり、先進事例をきちんと示していくと。その取組の背景等も示してあげると取り組みしやすくなるのかなということと、併せて、例えば津波被害ですと、ほとんどの市町村が同じような被害を受けるわけですから、当然、県の関与があったほうが効率的になるのは分かっております。こういった点も踏まえまして、促していきたいなと思っております。

【佐藤委員】 最後に1点だけ。すみません、引き続いての質問ですが、(7)の最後のところで計画策定に対するインセンティブと。補助金、財政支援以外、これからどんなインセンティブが。何か検討されていることがあれば教えてください。

【三浦都市安全課長】 まだ検討中でございますので、方向性は定まっておりませんけれども、計画を策定したにもかかわらず何もいいことがないということではないとは思ってはいるんですけども、分かりやすいインセンティブがあれば、それをしっかりと取り組んで、新たに追加していきたいと思っております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。中小企業なんかは、例えばB C Pとかをつくる

と、これは多分、銀行の融資において金利が低くなると。企業として安全、事業体として安全になるので、だからリスクが下がりますから、何かそういう形で、例えばちゃんとした復興まちづくり、災害が仮にあってもちゃんと復興するんですよというビジョンがつくれると、例えば自治体としてみての資金調達であるとか、そういったところに優遇措置があるとか、あるいはそれが市場でよく評価されるであるとか、こういったところがあるといいのかなという気はしました。

以上です。

【加藤座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。大串委員、お願いします。

【大串委員】 ありがとうございました。あんまり関わってきていないプロジェクトだったんですけども、非常に分かりやすく説明をしていただいてとてもよかったですと思っております。こういう話を聞くと、先ほど佐藤委員がB C Pの話で金利優遇とかの話もあったんですけども、例えば災害時の復興に非常に時間がかかってしまったために人口流出が激しくなってしまって、自治体の存続が危ぶまれるというわけじゃないんですけど、生産年齢人口が出ていってしまうとか、様々、何となくデメリットがあることは分かっているんだけども、デメリットを認識するよりも、取りあえず、毎日が忙しいからそちらのほうで過ごしてしまうということもあると思うので、できれば、時間がかかってしまう、もしくは復興計画がなかったためのデメリットというのをもし拾えるならば、もちろんこういうふうに作成したほうがいいですよというようなガイドラインも大事だと思うんですけども、これががないとこういうデメリットが生じてしまって、自治体に、結構ボディーブローのように長期的にダメージを与えるので、ぜひ策定してださいというような情報をセットでいただけすると、もう少し違う意味でのインセンティブにもなるのかなと思いました。企業にとっては、例えばB C Pを立てておかなかったので、急遽自分の顧客を他社に預けて、自分たちが立ち直ったときに顧客を戻してくださいというときになかなか戻ってきていただけなかったとか、様々ありますので、やっぱりリスク低減、予見性というのを高めるためにも、こういうものの策定は大事ですよということも併せて開示していただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかに御意見ありますか。どうぞ、白山委員。

【白山委員】 説明ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですけど、42ページ、アンケート調査をやられて、具体的な内容がよく分かっていないという回答が結構

多かったんですけど、国交省としてはガイドラインを出したりとか、様々なものを出して
いるわけですね。この部分のこれがよく分からないみたいなところはヒアリング等の結
果で特定できているんでしょうか。

【加藤座長】 お願いします。

【三浦都市安全課長】 明確にヒアリングで回答をいたしているわけではないんです
けれども、実際、私たちも冷静に考えてみると、ますかなり広い分野の取組をしなきや
いけないということと、一つ一つの取組も、深さにかなり幅があるということです。いわ
ゆる上辺だけの検討をしましたから、かなり突っ込んで議論して、住民も巻き込んで議論
しましたというところまで、かなり幅広い検討の深さがあります。どの程度までやればい
いんだろうかというのがよく分からない、迷うところだと思っていまして、それがガイド
できていないということも取組がなかなか進まない要因かと思っています。

【白山委員】 なるほど。実際にはガイドライン等の周知徹底であるとか、様々な施策
をこれから打っていくんでしょうけども、そのときに、今おっしゃられたように、どこが
具体的に、どうして分からないのかというところまで突っ込んでいらっしゃるのかどうか、
これだと分からなかったので確認をさせていただいたところでございます。

【加藤座長】 今お答えいただいた内容も記述すればいいのかもしれませんので、資料
の充実をお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。松田委員、お願いします。

【松田委員】 ありがとうございます。この件、何回かいろいろディスカッションさせ
ていただきまして、その内容を反映して的確にまとめていただいたと思います。今の質疑
で申し上げたいことはほぼ出尽くしているかなと思いますが、1点だけ出ていなかったこ
ととして、「訓練」というのがあります。何をやれば良いのかよく分かっていないとい
うところもあると思います。分かってやっているところとは紙一重のようなもので、何をやれ
ば良いのか分かれば前向きに取り組むところもあると思いますので、今後の方向性のと
ころでも出ました先進事例、好事例の紹介とか、伴走とかを進めていく上で、この「訓練」
のところをうまくやっているような自治体があったら、そういった情報を積極的に伝えて
いくことを、今後ぜひお加えいただくといいと思います。例えば好事例集のようなものを
つくったときに、訓練をこうやっていますというのが1つ入るだけでも、大分また見方が
変わってくると思いますので、今後の方向性を進めていく上で、よろしく御検討ください。

以上です。

【加藤座長】 何かお答えありますか。

【三浦都市安全課長】 ありがとうございます。訓練につきましても、かつて出した事例集で、幾つかたしかあったかと思いますけども、これもやはりしっかりと書き込んでいる内容ではなかったかと思いますので、今御意見いただきましたとおり、分かりやすく、きちんと読み手に伝わるように表現しながら、新しいものを作成していきたいと思います。ありがとうございました。

【加藤座長】 ほかに御意見、御質問等がございますか。佐藤委員、お願ひします。

【佐藤委員】 ヒアリングのときにたしかそうおっしゃっていたと。これは自治体の今回ヒアリングをしたじゃないですか。名前は出さないということだったんですね、多分自治体の。名前を出さないのは約束なのでいいと思うんですけども、ただ、聞いた自治体の属性みたいなもの。幅を持っていていいので、人口はこれくらいですとか、あとやっぱり災害の経験があったかなかったかが結構大きかった気もしますし、首長のイニシアチブがあった、なかったというのも結構物を言っていたと思ったので、何かちょっとふわっとした感じでもいいので、構わないで、どんな自治体の属性だったかということだけ少しまとめられるといいかなと思いました。

【加藤座長】 ほかに、いかがですか。どうぞ、平田委員。

【平田委員】 平田ですけれども、ありがとうございました。個別でいろいろ聞かせていただきましたけれども、私も県のサポートの有無が、29都道府県がされてないというところはやっぱり気になっていて、あと37ページも、先ほどありましたけど具体的な内容が分からぬということと、もう一方で、必要がないと考えているという、2つあるんですけども、内容が分かってない。本当に分かってないのか、ただ見てないだけなのか。その中にはきっと必要性をあまり感じないとか、優先順位低いというのも混じっているんじゃないかなというのは個別のときにもちょっとお伝えしたんですけども、それを考えたときに、策定件数が頭打ちになっている中で、当然、必要性が高くて危機感が強いところは初期で結構やるし、一方で、意識が高くて体制がなくてできていないところ、こういうのもあると思います。一方で意識が低いと、分かっていても分かっていなくてもやらないという、そういう4象限で何となく整理できるのかとずっと思ってはいたんですけども。

県がやっていないというところは、分からぬとかノウハウがないというよりも、やはり必要性をあまり感じていないというか、なぜこの復興計画が必要かというところの本質

が、各ローカルの条件に照らしてあまり理解できていないんじゃないかなという懸念を私なんかは持っているので、もしそうだとすると、先ほどの具体的な内容がよく分かっていないという、そこの中身の本質を、今回の調査で理解しつつ、ほかの優良事例を示したり、ガイドラインを細かくしたから、その意識が上がるのかというところ。そういうところもあると思うんですけども、そうじゃないところもあるとしたときに、もう少しウエットなやり方というか、専門家を派遣して、その地域の、フルスペックの計画じゃなくてもいいのかもしれませんけど、特にここの部分はあなたの県、この市町村はやったほうがいいということまで入り込んで、少し意識をまず上げてあげると、あとは主体的に先に進むとか。そんなところまで踏み込まないと、県が半分以上できていないというところは、その点では気になるので、その辺、ガイドラインを細かく詳細にするとかインセンティブつけるだけでできるのかどうかは、少し念頭に置きながら、この先進めていかれるといいかなと思いました。いずれにしても今回の調査結果をフィードバックするだけで、そこの意識が上がる部分もあると思うので、その辺も少し念頭に置いていただけたとありがたいなと思いました。

以上です。

【加藤座長】 何かコメントございますか。

【三浦都市安全課長】 御指摘ありがとうございました。私たちも、何とか県に取組意識を高めてもらいたいということで、19ページの伴走支援の中でも、令和6年度も記載させていただきましたけれども、今年度、令和7年度も、実は県に対して支援する形で、これは間接的になんですけども、県が傘下の市町村に対して支援するための取組、こういったものが多数含まれております。こういった取組をやってきたつもりではあるんですけど、まだまだ足りていないと思いますので、やり方も含めまして、どういうことが有効なのかということを考えながら、今御指摘いただいたとおりかと思いますので、これからも進めていきたいと思います。ありがとうございました。

【平田委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかはどうでしょう。大体時間が来たのですが、私からもコメントします。1つは、都道府県の支援が重要だという話でしたが、支援をしている、あるいは支援をしていない都道府県について、それぞれどういう傾向があるのかという分析はなかった気がします。もし可能ならば、どういう都道府県は支援していて、どういう都道府県は支援していないのかについて、分析するとよいと思います。

それから、支援があっても取り組まない自治体、支援がなくても取組をしている自治体がそれぞれあると思うのですが、どうしてそうなっているのかを調べると、自治体の取組の原因、もしくはしない原因をより深く議論できるかもしないという気がしました。

あと最後は、34ページ目を拝見すると、災害は地震だけでなく、洪水も含んでいるようにも見える一方で、その1ページ前のスライドでは、大規模災害というとすべて地震になっています。地球温暖化のことを考えると、水害が起こる可能性は全ての自治体で高まりうるはずですので、水害をどう考えているのかを、追加でうまく整理すると、地震に限らない様々な対策を自治体としてやっていくべきというメッセージにもつながっていく印象を持ちました。

私からは以上で、今すぐ何か回答できることがあればいただきたいと思います。手短にお願いします。

【三浦都市安全課長】 今、回答できることはありませんので、御指摘を踏まえまして検討していきたいと思います。

【加藤座長】 では、御検討をよろしくお願ひいたします。

では時間が参りましたので、復興まちづくりのための事前準備については以上としたいと思います。どうもお疲れさまでした。

では、続いて2番目ということで、資料1-2「住生活基本計画」につきまして、住宅局の家田住宅戦略官から御説明をよろしくお願ひいたします。

【家田住宅戦略官】 住生活基本計画について御説明をいたします。

最初に、6ページを御覧ください。住生活基本計画はおおむね5年ごとに見直すものとされております。令和7年度末に新たな生活基本計画を策定することとなっております。今般の見直しに当たっては、2050年の住生活の姿も見据えることとしております。大きく増加する高齢単身世帯の住生活の安定が主要な論点です。現行計画の成果指標にUR団地における医療福祉拠点化がありますけれども、これはモデルプロジェクトとして、高齢世帯が安心して住み続けられ、住環境を整備する取組です。今回、効果・課題の検証・分析を行い、UR団地以外への取組の横展開と施策の運用改善を図っていくこととしております。

続いて12ページを御覧ください。住生活基本計画の見直しプロセスにおける政策レビューの役割について説明をいたします。現在、住宅宅地分科会において、2050年までに直面する住生活をめぐる社会課題や、住生活基本計画における成果指標の現状と見通し

とを踏まえて、新たな住生活基本計画の内容について審議を進めています。政策レビューにおいては、住生活をめぐる社会課題を踏まえて、特に検討が必要な施策に係る成果指標、今回はUR団地における医療福祉拠点化が該当しますが、それについて具体的な効果や課題に係る検証・分析を実施し、その結果を新たな住生活基本計画全体の方向性に反映することとしております。

16ページを御覧ください。現行の住生活基本計画について、URの地域医療福祉拠点化が位置づけられた際の考え方について説明をします。平成26年、当時の東大の辻教授の下で取りまとめられた報告書において、UR団地は都市の中でも高齢化が最も急速に進展しており、そこで生じている諸課題は、我が国の都市の高齢化問題を先取りするものであり、超高齢社会における諸課題への処方箋を示すため、UR団地を対象に、URが新しいライフスタイルやまちの在り方等の提案・実践・見える化を国家プロジェクトとして実施することが必要、こういった指摘がなされました。URにおける先進的な取組として、現行の住生活基本計画に位置づけられたものでございます。

こうした経緯を踏まえますと、そもそもURが実施することが目的となっているわけではなくて、社会全体の課題への対応が求められているということかと思っております。今般、取組の効果や課題を検証することで、取組の横展開や施策の運用改善を図っていくこととしております。

24ページを御覧ください。医療福祉拠点化の取組でございますけれども、大きく4つございます。住戸内や共用部のバリアフリー化、コミュニティスペースの設置、日頃から高齢者と地域関係者をつなぐ生活支援アドバイザーの配置、医療福祉施設の団地近隣への誘致、これを行っております。

29ページを御覧ください。今回の評価に当たりまして、まず生活支援アドバイザーへのヒアリングにより業務実態を把握するとともに、効果の仮説を立てた上で、評価の視点・手法を設定し、アンケート調査を実施する、こういった流れで分析を行いました。

30ページでございます。それぞれ詳しく説明します。

生活支援アドバイザーへのヒアリングにより、主に生活相談、見守り、地域コミュニティ形成支援を業務として行っていること、必要な場合は地域包括支援センターへつなぎ、相談者の状況を伝達していること、業務の中で団地居住者との日常的な会話の機会が生まれていることが分かりました。ヒアリング結果からは、取組が居住者に与える効果の仮説を3つ設定しました。生活相談や見守りが孤立の解消や安心感につながっているのではな

いか、居住者の地域コミュニティ等への参加が促進されているのではないか、地域包括支援センターとの連携等により、適切な医療・福祉サービスが受けやすくなっているのではないか、と考えられるということです。

3 1 ページを御覧ください。アンケート調査は医療福祉拠点化の取組を行った拠点化団地2団地と、取組を行っていない非拠点化団地のそれぞれにおいて、御覧の項目について行いました。

3 2 ページでございます。回答者の属性を説明します。調査対象団地はともに高齢化が進み、また単身者の比較的多い団地です。分析においては年齢や世帯属性による影響を除外するために、施策の主なターゲットである高齢単身世帯に限定して比較を行いました。

3 3 ページでございます。生活支援アドバイザーの効果を検証するため、分析に当たり、拠点化団地に居住する生活支援アドバイザーを知っている世帯、知らない世帯、非拠点化団地の居住世帯を比較しました。分析に当たっては、この3類型に選択バイアスが生じないかを確認するため、健康状態、あるいは居住継続年数を比較しましたが、これらについてほぼ差がないということが分かりました。

3 4 ページでございます。取組の効果・検証に当たり、まずは①から④の視点を検証しました。その上で、長期の動きとして、住生活の安心感や満足度の向上が図られているかを検証しました。

3 5 ページでございます。1つ目の視点、孤立の解消による安心感の向上についてです。生活支援アドバイザーの認知状況と、孤独感を感じる方の割合のアンケート結果は相関がありました。この結果と、自由記述や生活支援アドバイザーへのヒアリング結果を踏まえると、生活支援アドバイザーを配置し、認知していることが、孤立の解消による安心感の向上に寄与しているものと推察されます。

3 6 ページでございます。2つ目の視点、地域コミュニティ等への参加の促進についてです。生活支援アドバイザーの認知状況と、イベント・サークルへの参加頻度・参加意欲については相関がありました。

3 7 ページでございます。また、生活支援アドバイザーの認知状況とコミュニティスペースの利用状況について相関があり、コミュニティスペースの利用状況とコミュニティへの満足度についても相関がありました。

3 8 ページでございます。生活支援アドバイザーの認知状況とコミュニティへの満足度についても相関がございました。これらの相関関係と事前ヒアリング結果を踏まえると、

生活支援アドバイザーを配置し認知されることや、コミュニティスペースを設置し利用されることが、地域コミュニティ等への参加の促進に寄与しているものと推察がされます。

39ページでございます。3つ目の視点、適切な医療・福祉サービスが受けやすくなっているかについてです。生活支援アドバイザーの認知状況と地域包括支援センターの利用頻度、また地域包括支援センターや公的機関を何かあったときの相談相手として考える割合について相関が認められました。これらの相関関係と生活支援アドバイザーへのヒアリング結果を踏まえると、医療福祉施設の誘致だけでなく、生活支援アドバイザーを配置し、認知されることが、適切な医療・福祉サービスの提供・促進に寄与しているものと推察されます。

40ページでございます。4つ目の視点、移動時の安全性が向上しているかについてです。バリアフリー化の実施状況と、移動時に危険を感じる割合や、イベント・サークルの参加頻度については相関がありました。これらの相関関係を踏まえると、住戸内共用部のバリアフリー化が移動時の安全性の向上に寄与しているものと推察されます。

41ページでございます。ここまで評価の視点の検証を踏まえ、暮らしの安心感及び居住継続意向について検証をしました。生活支援アドバイザーの認知状況と居住継続意向や住生活の安心感について相関がありました。これらの相関関係を踏まえると、医療福祉拠点化の取組が孤独感の解消、コミュニティへの参加促進、医療福祉等の利便性向上、移動の安全性向上を通じて、高齢単身世帯の居住の満足度・安心感の向上に寄与しているものと推察がされます。

42ページでございます。一方で明らかになった課題について御説明をいたします。高齢単身世帯において、生活支援アドバイザーは半数近くに浸透しているものの、まだ半数弱には認知されていないということが明らかになりました。また、生活支援アドバイザーを知らない世帯は必ずしも支援が不要な方とは限らず、孤独感を抱える方や、利用したい取組がある方が一定数存在するということも分かりました。

43ページでございます。生活支援アドバイザーを知っている人が、その存在を知ることとなつたきっかけは掲示物やチラシが最多でしたけれども、年齢が上がるほど会話やイベント等での認知など、直接的なアプローチによって認知した割合が上がる傾向にありました。

44ページでございます。生活支援アドバイザーを知らない単身世帯は、知っている世帯に比べて情報入手源が押しなべて少ない状況にありましたけれども、掲示物ですとか、

近隣の知人を情報源とする割合は特に差が大きいのに対して、投函物から情報を得る割合は、生活支援アドバイザーを知っている層と遜色がない値でした。このため、生活支援アドバイザーについてはさらなる周知を行うことが有効だと推察されますが、調査の結果を踏まえますと、契約手続で対面する機会を利用するなどの直接的なアプローチ、また投函物による周知が比較的有効ではないかということが推察されました。

45ページでございます。地域医療福祉拠点化については、若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティの形成を目的としており、子育て世帯についても分析を行いました。アンケートからは、子育て世帯はいざというときの相談相手がいないという回答が特に多いことが明らかになっています。子育て世帯は安心できる遊び場や情報提供、相談や案内といったサービスへの需要があることがアンケートから分かりました。これらのことから、支援を必要としている子育て世帯が相当数存在することが推察され、また具体的な支援内容として、遊び場等の居場所、子育てに関する情報提供、相談窓口の設置といった支援が有効だと推察されます。

46ページでございます。なお、知見の横展開に当たっては、市区町村における居住支援協議会による居住支援体制の充実を図ることが有効だと考えられますが、居住支援協議会の現状について共有をさせていただきます。居住支援協議会の設立・運営状況は自治体によりばらつきがあり、取組が進みづらい地域があるのが実態です。自治体のアンケートからは、居住支援のノウハウや目的意識の共有が不足しているという状況がうかがわれます。これに対して、検証された医療福祉拠点化の効果とURが持つ居住支援の知見を周知することによって、居住支援体制が十分に整っていない自治体の取組を支援し、その促進を図っていくことが有効だと考えられます。

47ページでございます。これまでの調査結果を踏まえて、今後の対応方針を次のとおり検討いたしました。

まず右上の箇所でございますが、検証された効果を踏まえて、施策の横展開を図るため、次期住生活基本計画にUR団地以外も含めた医療福祉拠点化の推進を位置づけます。また、地域コミュニティ形成支援の中で、居住者の状況に気づき、介護福祉の専門家につなぐ居住支援の普及を図ります。URの取組はモデル的に実施してきたものでございますので、今後、各地域での居住支援体制の構築に向けて、検証された効果や生活相談・安否確認等の支援内容の充実に係る知見を共有することが大切です。これにより、先ほど課題とされた居住支援のノウハウの不足や目的意識の共有が不足している自治体の助けとなるよう政

策を推進してまいります。

また下段でございますが、課題を踏まえて、URにおいて運用改善を施行した上で、その知見について、他の公的賃貸や民間住宅への横展開を図ります。

48ページでございます。政策レビューを踏まえた対応方針について、次期住生活基本計画においては、「住まう人」の議論の各項目にそれぞれ反映させています。

それから49ページでございますが、明らかとなった課題については、まずはURにおける運用改善を施行します。具体的には契約の機会や投函物を利用した認知向上の取組や、子育て世帯に対する支援の取組です。これらの運用改善により得られた知見は、居住支援協議会等を通じてUR団地以外への横展開を図ってまいります。

説明は以上でございます。

【加藤座長】 ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について御意見、御質問がありましたよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします、佐藤委員。

【佐藤委員】 すみません、じゃあ基本的なところを含めて主に3点ほどなんですけども、まず名前が地域医療福祉拠点化なので、医療がどう関わってくるのかなというのをさっきからずっと考えていたんですけども、基本的な仕事は高齢者の方々への生活支援アドバイス、あとは子育て支援と最後に出てきますけれども、なので、どちらかというと福祉の拠点という理解でよろしいですか。医療があまり出てこないので。ただ医療と聞くと、私は今、規制改革の仕事をしているんで、例えば在宅医療をどうつなげるかであるとか、あるいは介護、いわゆる居宅サービスですね、介護の中の。居宅サービスとか通所等、地域包括ケアセンターの話が出ているので、そういう通所とか居宅の介護事業、介護サービスとどうつなげるのかなと。そういう話も出てくるのかと思ったんですけど、そうではなかったので。この地域医療と書いて、福祉だけど、基本的な考え方は福祉のほうに寄っている。現在は少なくとも寄っているという理解で正しいのかということ。

それからすみません、基本的な質問で、今度は生活支援アドバイザーとはどんな方々ですか。今回、2名の方しか聞いていないので、あまり一般的な属性は分からぬかもしれませんけれども、どんな資格があるのか。あるいは資格はない、あくまでもボランティアなのか。あるいは自治体の中で、よく民生委員とか、こういった方がいらっしゃるので、そういったところで何らかの形で関わっている方なのかということです。

それからすみません、今度は経済学者っぽく申し上げると、36ページでもいいし、分

かりやすいのは多分38とかかなとは思うんですけれども、例えば38でいきましょうか。コミュニティに満足しているかというときに、拠点化団地でADを知っている人は満足しているというのと、非拠点化団地はあまりしてないのはいいんですけど、拠点化団地でADを知らない人が、非拠点化団地よりも少ないという傾向が全体的にあるんですね。同じようなことが、例えば36ページでも、イベントへの参加とかも、拠点化団地なんだけど、ADを知らない人たちのほうが、非拠点化団地よりも低くなっている。これはどういうことかというと、恐らくADを知っているか知らないか。この2つのグループの間で属性が違うんだと思うんですね。

つまり、たまたまADを知っていて、その人たちがイベントに参加するようになった。これはランダムに決めているのでいいんですけど、そうじゃなくて、恐らくもともと外交的で、外で何やっているのかなということに関心のある人たちがADを知るようになって、もともとひきこもりがちで、なかなかコミュニケーションを取れない人たちがADを知らないということになってしまふと、これは多分、もともと知っている人たちというのではなくなり社交的なスタンス、方々じゃないか。何かそんなふうな感じ。何を言いたいかというと、平均を取ってしまうと、拠点化団地も非拠点化団地も、あまり状況は変わらないんじゃないか、そんな気がしたんです。これはどう解釈しているか。私は今そう解釈したんですが、それでよろしいかということです。だとすると、ここの評価、ADの評価はちょっと難しいなという気がします。やっぱりもともと知りたいと思っている人が知っているだけだとなってしまうと、そこに我々の言葉を使うと内生性バイアスがあります。セレクションバイアスがありますという言葉になってしまふので、それはADの効果ではないということになってしまふので。それだけ教えていただければと思います。

以上です。

【加藤座長】 よろしくお願いします。

【家田住宅戦略官】 御指摘ありがとうございます。医療福祉拠点化について、どちらかといえば福祉に比重があるということは、言えるかなと思っています。団地の医療福祉拠点化の中で、その中に病院を誘致してくるという考え方がありますけれども、福祉施設が誘致されることが多いということがございますし、あとは、先般、住宅セーフティネット法を改正して、国土交通省と厚生労働省で連携をして政策を推進していくという方向性が強くなっていますところはございますけれども、その連携の中でも、やはり重点は福祉というところがございますので、現状としては、住宅政策の入り口として、福祉の

ところにつなげていく、そういった考え方で政策を推進しております。

それから生活支援アドバイザーについては、ヒアリングとしては2名の方に実施して、100名以上は配置をしていたかと思います。これは、URの子会社として、URコミュニティという住宅の管理をしている会社がございますが、その社員として雇用して、この関係の業務に従事をしてもらっているといった状況でございます。

それから38ページについて、ADを知っている、知っていないということで、属性が違うのではないかというところですけれども、これは全体としてやはり医療福祉拠点化を進めることで全体の平均は上がっていると思っています。その中で、上がっている部分の効果がどちらの回答者に出やすいかということについては、委員御指摘のとおり、ADを知っている方は、外交的だということも推察されますので、その部分で特に強く反応が出ているのかなとは考えておりますけれども、拠点化団地、非拠点化団地の違いというのは平均で見た場合に有意な違いがあったと理解しております。全体の平均を押し上げる効果はあったと、そういったように考えております。

以上です。

【佐藤委員】 もう一点だけ。これはURがやるビジネスかどうか分からぬですが、今、例えば高齢者の住まいをどうするかという話がいろいろと課題になっているわけですね。高齢者の方々が賃貸は難しいので。こういったことについて、例えば地域医療福祉拠点になるのであれば、URとしては、これから積極的にこういう、特に介護を要するような、あるいは場合によっては認知症の方も含めて、そういう方々に対する住まいの提供、こちらも積極的に進めて、その枠の中で地域医療福祉拠点も充実させていくという、そういうイメージなのか、あるいは今いる人たちだけをとにかく面倒見るという考え方か。これはちょっと、さっき厚労省との連携の話があったので、どういうスタンスになりそうなんでしょうか。それだけ最後に教えてください。

【家田住宅戦略官】 今いる人が、その団地の中でエイジング・イン・プレイスという言い方をしますけれども、年老いていくと、介護ですとか医療のサービスを受けながら年を重ねていけるところもありますし、そういった年の重ね方ができる住宅ということで、外から来ていただくという側面もあろうかと思っております。

URとしては、入居を拒まない住宅ということ、高齢者の方も含めて入っていただける、受け入れられる住宅として運営していくところはございますが、民間も含めると、住宅局としては、居住サポート住宅という、比較的軽めなサービスを受けられるような住宅の認

定をこの10月から開始していますので、そういったUR賃貸と民間の賃貸住宅と、トータルで、社会全体に対してサービスを提供していく考え方かなと思います。

以上です。

【加藤座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに御質問、御意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。大串委員、お願ひいたします。

【大串委員】 御説明ありがとうございました。私はこの件に関わってきましたので、改めて今、佐藤先生のお話を聞いてなるほどなと感じた次第なんですけれども、最終的に横展開していくときに、先ほど、どんな資格等々を持たれないとイメージされているのかというお話があったのですが、やはり生活支援アドバイザーという人たちの役割が何なのか。例えば、いわゆる近所に住んでいる情報通の非常に社交的な方が1人いらっしゃって、その人がいろんなことを教えてくれて、なのでこの地域に住んでいて幸せだなと思うようなものなのか、本当に医療的な知識や、様々な制度などに精通されていて的確にアドバイスをあげられるような人なのか、どういう方たちを今雇われていらっしゃるのかということとか、もしくは生活支援アドバイザー、横展開するときの人事費はどうするのか。今は社員でいらっしゃる方たちが、限られた枠内の方たちの面倒を見るという意味においては分かりやすいし、そういった大型団地を経営されている民間に適用することも可能な気もしますけれども、地域を広げていくときには費用負担とか、そういうのをどう見通されているのかなというのがちょっと心配にはなりました。どういう知見をここから引き出すのかなというところに、今もしお考えがございましたらお聞かせ願えればと思います。

以上です。

【加藤座長】 お願いします。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。これは生活支援アドバイザーについては、URコミュニティの社員として雇用しているということになりますけれども、適性のありそうな方を選んで採用しているところです。その上で、採用した後に、住宅関係ですとか、地域包括支援センター等の知識を学んでいただいて、あとは経験しながら、業務能力を高めていっていただく、そういった運用になっていると理解をしております。

これは御指摘のように、民間でも大型団地ですと適用することは可能ではないかということ、可能性はあると思いますし、あとは、住宅局としては、居住支援法人の設立を推進しておりますので、その法人のノウハウを使って、生活支援アドバイザーに近いようなサ

ービスの提供は考えられるのではないかと感じております。そういう意味では居住支援法人ですか居住支援協議会は一定の財政支援もありますけれども、地域で広げていくときに、どこでどんな形の費用負担を支援していくと進むのかということは、これから考えていく必要があるかと思います。

【大串委員】 ありがとうございます。例えば最終的には、何かボランティア組織のようなところにこういった役割を果たしてほしいというような指針を出すとか、何かそういうのをイメージしていたんですけれども、様々なタイプがあろうかと思います。給与等々をいただきながら、ADとして活躍されるような人材を、ぜひ大規模な団地では育成していってくださいとか、もちろん高級なところには大体管理人さんとかコンシェルジュの方たちがいらっしゃっていて、1階に下りていけば、そういった方たちが常駐されていろいろ聞けるというのもあるんですけども、そうじゃないところにおいても安心感を広げる、もしくは地域に、やっぱり何でも知っていらっしゃるADのような方がいらっしゃると安心感も増すわけですので、そういう方たちをいかに配置することで地域の安心感、充実度を増していくのか、満足度を増していくのかということの知見を横展開、ボランティア組織などに委嘱できたらという方向で最終的にまとめていけたらいいのかなと思いました。ありがとうございました。

【加藤座長】 ほかに御意見、御質問、いかがですか。白山委員、お願ひいたします。

【白山委員】 ありがとうございます。ちょっと全体の構成的なところでお伺いしたいんですけども、結論的なところで、47ページに今後の方向性が出ていて、生活支援アドバイザーの認知度の向上に係る様々なアンケートとか、仮説の検証のロジック的なものが30ページに出ているんですけど、子育てのほうは、子育て世帯に対する支援ニーズの分析、あるいはこういう仮説はどこに書いてあるんでしょうか。

【家田住宅戦略官】 ありがとうございます。その部分は24ページを御覧いただきますと、もともと医療福祉拠点化の概念がございまして、こここの取組の①から③を御覧いただきますと、中心は地域における医療福祉施設の充実の推進、高齢者等多様な世代に対応した住環境の整備推進、若者世代・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の推進ということになっており、子育てもこの中に含まれております。単身高齢世帯への対応が中心ではあるのですけれども、その中でミクストコミュニティということで、多様な世代がそこで生活していくということが念頭に置かれていました。そういう意味では子育て世帯も対象にはなっていたということがございます。

あとは委員御指摘のとおり、医療福祉拠点化のこれまでの取組が、単身高齢世帯の方向けのものが中心であったということもあって、子育てについて、施策の体系性ですとか、詳しく深掘りしていくような調査ができたかというと、必ずしもそうではないところございますけれども、一方で、医療福祉拠点化を伴う政府の政策の動向を、ここ5年について見ますと、子育て施策、こども家庭庁の設置なども含めて、子育て施策の充実・展開が大きく進展しておりますので、そういったことも念頭に、今回、子育てについても調査を行い一定の方向性を書かせていただいたということでございます。

【白山委員】 そこで一番最後の結論や今後の方向性のところに至るまでの経過、評価等々はどういう形でまとめられるのかが、ちょっとこれだとよく分からんんですけども。高齢者のはうは様々な相関関係に関する記載のところの詳細について検討の余地はいろいろあるにせよ、アンケートをやって分析をした結果をまとめてきているということは分かるんですけど。

【家田住宅戦略官】 47ページに結論が書かれていますけども、団地の居住者等を対象に調査を行った結果、相談相手がいない子育て世帯がかなりいらっしゃるということとか、子供の居場所や生活相談、あるいは情報提供支援のニーズが高いという、調査の結果、そういったところは分かったということもあって、それを受け、まずはUR団地における子育てしやすい住環境整備を推進に向けて、住生活基本計画に位置づけることとしております。UR団地の中でアンケート調査の結果を受けた取組を推進していく、そういった考え方でございます。

【白山委員】 ちょっとよく分からんですね。生活支援アドバイザーと子育て世帯における支援ニーズとの関係性というのは何かあるんですか。

【家田住宅戦略官】 そこは基本的にはございません。子育て支援を行うサポーターという仕組みもあるのですが、今回の調査の射程としては捉え切れなかったところがありますので、アンケートの結果を受けて、ニーズとしてはこんなところにあるだろうと考え、UR団地の中で子育て向けのサービスを展開していくことにしたというところでございます。

【白山委員】 そうすると、政策評価としてここに、最終的な今後の方向性みたいなところに持ってくることが、例えば47ページで、何かあったときの相談相手がいない子育て世帯は約6割存在というのはどこから持ってきたんですか。あるいはその下の……。

【家田住宅戦略官】 調査結果の概要は45ページ目にございます。

【白山委員】 45ページ。

【家田住宅戦略官】 45ページにおいて、家族以外にいざという時の相談相手がいないと回答した割合で、特に子育て世帯の比率が高かったと、あとは子育て世帯の方に利用したいサービスを聞いたところ、安心して遊ばせる場所が欲しい、あるいは子育てに関する情報提供があると助かる、そういう結果が、アンケートの結果ございましたので、そこを受けて47ページで、UR団地における子育てしやすい住環境整備を推進することとしております。

【白山委員】 この辺はもう少し整理されたほうがいいような気がしますね。例えばUR団地で子育てしやすい住環境を推進するとは具体的にどういうことですか。

【家田住宅戦略官】 子育て世帯向けに、例えば集会所を整備して、そこで子供たちが集まれるような環境を整備するとともに、子育て世帯を対象としたようなイベントを実施する、それから、募集の際の話になりますけれども、一定の団地について、子育て世帯向けに賃貸住宅の優先募集を行っていくこと、などが念頭に置かれております。

【加藤座長】 時間が来たのですが、今の御指摘のとおり、資料の最初のほうを見ると、高齢化がメインの問題として取り上げられていて、住生活基本計画の中でも、それに関わる部分を主に課題として政策評価するというストーリーになっているにもかかわらず、後半になると急に子育て世帯が出てくるというように、ロジックがうまく出来ていない印象です。調査も高齢化の問題に偏っている感がありますね。話の筋が通るようにしていただくことが最低限必要で、かつ、あまりに不十分な調査から結論を出しているのだとしたら、その取り扱いについてどうするのかについて、再検討をお願いすることが必要かと私も感じました。

【家田住宅戦略官】 御指摘を含めて、そこは整理したいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 オンライン参加の委員からも御質問があったかもしれないのですが、時間が参りましたので、適宜意見記載用紙に意見を記入いただければと思います。

では、次に移りたいと思います。「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」について、稻葉教育訓練管理官より御説明をよろしくお願ひいたします。

【稻葉教育訓練管理官】 海上保安庁総務部教育訓練管理官の稻葉です。「諸外国への海上保安能力向上支援の推進」につきまして、資料1-3を用いながら御説明いたします。

5月の評価会におきまして、諸外国への海上保安能力向上支援の推進に係る概要、取組

状況、評価対象と評価方法について御説明しておりますので、本日は、前回御説明の部分に係る修正及び追加の御説明と、アンケート・ヒアリング調査の結果で得られたこれまでの効果、抽出された課題、そして最後にこれらを踏まえた今後の方向性について御報告いたします。

1ページから10ページまでは、要旨、目次、評価の概要に係る記載ですので省略させていただきます。

11ページから15ページでは、「2. 諸外国への海上保安能力向上支援の概要」に係る説明ですが、こちらは前回評価会から変更ございません。しかしながら、前回評価会からしばらく時間が空いてしまっていますので、改めまして、要約して御説明いたします。

当庁では、1960年代からJICAなどの関係機関と連携して、諸外国に対しまして、これまで様々な形で能力向上支援を実施してまいりました。その支援内容としますと、大きく技術指導と人材育成に分けることができます。またその支援のスキームとしましては、当庁職員を各国に派遣し支援する派遣型と、各国の海上保安機関職員を日本に招聘して研修などを実施する受入れ型の2つに分けられます。また、対象も現場職員だけではなく、幹部職員に対する支援も実施しております。当庁が実施している能力向上支援は多岐にわたる分野に対しまして、あらゆるアプローチで取り組んでいることを御理解いただけると思います。またこの取組は、国家安全保障戦略、海上保安能力強化に関する方針、そして海洋基本計画といった、我が国の政策方針に基づいて実施されております。

続いて16ページから17ページにおきまして、「3. 諸外国への海上保安能力向上支援の取組状況」として、当庁が実施している各支援につき個別に紹介するとともに、今回の評価対象であります海上保安政策プログラム、MSPIについて少し詳しく深掘りして御紹介しております。

このMSPIは、当庁が実施している諸外国への能力向上支援の中でも、将来、各組織の中核で政策立案・実施を担う職員に対しまして、修士号を取得させる人材育成を行うもので、当庁が実施する諸外国への海上保安能力向上支援の目的との関連性が強く、重要な位置づけとなっておりますことと、このたび開講10周年を迎えたことから、本政策レビューの評価対象といたしました。

20ページを御覧ください。MSPIは政策研究大学院大学（GRIPS）と、海上保安大学校（JCGA）、そしてJICAとの連携プログラムとなっております。

22ページでは、GRIPS、JCGA、両大学の役割分担につき、より深く御理解い

ただくために追記をしております。G R I P S では理論的な講義を中心に提供している一方で、J C G A におきましては実践的対処法に関する演習を中心に提供しております。

また、次の23ページにおきましては、M S P が重点を置いているリサーチペーパー執筆指導体制に係る説明を追記しております。修学期間を通じて、研修生1人ずつにG R I P S、J C G A、両大学の教官が担当につきまして、月3回程度指導するとともに、論文サポート教官がライティングスキルなどにつきまして、週1回から3回程度指導するなど、充実した指導体制の下で実施しております。

次の24ページでは、このプログラムの特徴であります寮での集団生活について紹介するスライドを追加しています。この集団生活を送ることで、同じ釜の飯の関係を構築し、プログラム期間中のみならず、修了後の将来にわたって、何にも代え難い絆を育んでいます。

26ページでは、リサーチペーパーにおける修了生の研究分野について、また27ページでは、プログラム修了後のネットワーク維持に係る取組として、同窓プログラムの取組状況についてスライドを追加しております。

以上が前回評価会分から修正・追加した部分の御説明になります。

それでは、続いて評価の結果について御説明いたします。29ページを御覧ください。評価視点の設定に係る背景について御理解いただくために、このスライドを追加しております。赤字記載のM S P 開講時の国際情勢から、アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力・認識共有を図ることが必要であるとの認識で、国際的課題に対応し、国際秩序の構築に具体的実務で貢献できる人材育成に取り組むことといたしました。この設立時の思想を受けまして、このたび、人材育成と連携協力、認識共有といった2つの視点で評価を実施していくことといたしました。評価手法につきましては、M S P の研修生、修了生、拠出機関へのアンケート調査とヒアリング調査の2段階で実施いたしました。

30ページを御覧ください。このスライドでは31ページ以降で御説明する効果や課題を読み解くため、29ページで説明いたしました評価の視点をより具体的に、どういった物差しで分析していくかといった、いわゆる調査に係る設計図について御紹介しています。M S P は単に知識を学ぶだけではなく、修士レベルの政策立案能力を備えた人材育成をし、各国海上保安機関の将来のリーダー層を形成するといった大きな目的を持っています。したがって本評価では、各々の研修生がどれだけ成長したかという個人レベル、修了生が所

属機関に対しどのような影響を与えているかという組織レベル、双方の効果について見ていくことといたしました。そして人材育成、連携協力・認識共有のそれぞれについて、スライド記載の各4項目を評価項目として整理しました。こうした評価視点、区分、評価項目を踏まえまして、アンケート及びヒアリングの設問等を作成し、評価を進めてまいりました。

それでは、政策の効果について見てまいりたいと思います。最初に人材育成面の効果についてです。31ページ、32ページを御覧ください。修了生を対象とした調査では、およそ8割以上が研修を通じて知識や能力が向上したと回答しており、特に国際理解力、論理的思考力、コミュニケーション能力の3つに高い評価をいただきました。これは講義を通じた理論的学習に加え、海上保安演習を通じた実践的対処能力の習得や、リサーチペーパー執筆を通じた批判的思考能力の実践を行ったことが大きな要因と考えられます。また、多くの修了生が国際会議出席時の充実度が高まったと回答しています。複数の拠出機関から、MSPは国際場裡における国際コミュニケーション能力の向上に寄与しているとの評価も得ています。

続いて、リサーチペーパー執筆に係る効果についてです。リサーチペーパー執筆を重点に置いた指導はMSPの特徴的要素の1つですが、研修生は自国の海上保安上の課題を題材にしながら、問題設定、論点整理、文献調査、分析、政策提言という一連のアカデミックプロセスを経験します。これにより、英語での学術的文章力や批判的思考力が飛躍的に高まっているという声が多く寄せられました。また、修了後に実際の政策立案にこの経験が生かされ、リサーチペーパーでの提言が自国の政策に反映された例も複数確認されています。

次に、人材育成面での組織レベルでの効果です。各国拠出機関への調査では、MSP修了生を国際部門や政策立案部門に積極的に配置するようになったという回答が見られました。特に国際連携に係る部署では、MSP修了生が他国機関との調整役として重要な役割を担った実例もあります。これは研修生同士のネットワークが国・組織間の情報共有に貢献した好事例だと考えています。

続いて連携協力・認識共有面での効果についてです。33ページ、34ページを御覧ください。まず個人レベルの効果ですが、MSPの特徴である寮生活を通じた共同生活は非常に強固な信頼関係を醸成しています。各国の中核人材が若いうちから同じ価値観を共有し、海洋安全保障に係る共通理解を築くことで、修了後の実務協力が円滑に進む下地が形

成されています。

さらに組織レベルでも効果が見られました。拠出機関の中には、M S P修了生が多国間の合同演習の計画立案などに積極的に関与する例が複数報告されており、M S Pの成果が組織全体の能力向上に波及していることが確認されました。

ここからは課題について御説明します。3 5ページ、3 6ページ、3 7ページを御覧ください。まず課題の1つとして、リサーチペーパー執筆にかかることが挙げられました。理工系の出身で、社会科学系のアカデミックな文章を書く経験が十分でない研修生にとって、また、加えて母国語でない英語での修士相当の論文を書き上げることは大きなハードルになっているようです。この点については、これまで論文サポート教官を配置するなどの措置を講じてきているものの、さらなる支援体制強化が求められています。

次に受入れ側であるJ C G Aの指導体制です。J C G Aは我が国の海上保安官を養成する教育機関であり、英語で指導できる教官が限られているため、特定の教官に負担が集中している状況が続いている。将来を担う若手教官の育成や、英語教育機会の拡充によって、指導力を底上げしていく必要があります。

3つ目の課題は研修生の語学力のばらつきです。研修生の英語力には差があり、講義や文献読解の吸収度にも差が生じています。拠出機関側での事前の語学研修や、英語試験の活用など、研修開始前の準備段階での対策が必要です。

4つ目は同窓プログラムの対面実施です。コロナ禍以降はオンライン形式が主となったため、プログラムの実施効果が弱い、ネットワークの維持には対面実施が有効という声が多数寄せられました。対面形式での開催にシフトするなどによる修了生ネットワークの活性化が求められています。

以上が評価結果の要点です。総じて、M S Pは明確な成果を上げている一方で、運営上の課題についても明らかになりました。

続いて「5. 今後の方向性について」に移る前に3 8ページを御覧ください。M S Pが政府の主要な方針とどのように整合し、政策の具現化に貢献しているかを整理いたしました。

まず、国家安全保障戦略では、海洋の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、外国海上法執行機関との国際的な連携協力・強化が掲げられています。M S Pはまさにこの方針に沿って、各国の海上保安機関の将来のリーダーを育成するとともに、国際的なネットワーク形成に寄与しており、まさに国家安全保障戦略の実施手段の1つとなっていると言えま

す。

また、海上保安能力強化に係る方針では、諸外国への海上保安能力向上支援が掲げられ、国際協力を通じた能力向上支援を一層推進することが重要な柱とされています。M S Pはアジアを中心とした各国海上保安機関職員の育成を通じて各機関の政策立案能力を高め、各国の海洋ガバナンスの底上げにつながっています。さらに海洋基本計画では、海洋の安全確保に向けた国際連携・認識共有の強化が位置づけられており、M S Pの修了生ネットワークは多国間の協力案件や国際会議での認識共有に具体的な成果を上げています。このようにM S Pは人材育成、連携協力・認識共有を通じて、各政府方針を実際に具現化しているプログラムであり、政策目標の実現に大きく寄与しているものと言えると思います。

39ページを御覧ください。このスライドでは、M S Pの効果が表れた具体的な好事例を紹介しています。上部記載のフィリピンの例のように、大きな絆がプログラム修了後も継続され、2国間、多国間の海上保安機関の連携・深化に直接貢献している実例が生まれており、今後もこのような実績が蓄積されていくことが大いに期待できます。

それでは最後に、「5. 今後の方向性」について御説明します。まず良好な効果が確認されたG R I P SとJ C G Aとの相互連携、講義と演習のコラボレーション、リサーチペーパーの執筆に重点を置いた指導、寮での共同生活、同窓プログラムといったM S Pの核となる要素は非常に有効であり、今後も継続して推進するとともに、今般の調査で明らかになった課題に取り組むことにより、本プログラムの充実化を図っていきたいと思います。

次に、今回明らかになった課題に対する対応です。第1に、リサーチペーパー作成支援体制の強化です。本年度から2名体制に増強した専属の論文サポート教官、この効果をモニターリングしつつ、必要な体制強化を図ってまいります。

第2に海上保安大学校の指導体制の強化です。開講10年、ほぼ固定メンバーでの教官を配置しております。教官の育成を目的として、主として若手教官に対する海外留学などで、英語での指導研修機会を創出し、英語指導力の向上を図る取組を進めてまいります。

第3にプログラム参加者への語学支援です。入学時にはI E L T Sのスコア提出、英語でのインタビュー試験などを実施しておりますが、就学期間中は、アカデミックライティングレベルの必要性が問われているなど、拠出機関に対しまして、英語研修や語学試験の受験を促すなど、事前の準備の推進に取り組んでまいります。

第4に同窓プログラムの改良です。コロナ禍以降、オンライン実施による多人数参加が可能となるといった利便性に頼ってきましたけれども、今般、本年度10周年を迎えるに

当たり対面開催を実施いたしました。できる限り対面形式での同窓会開催を目指しつつ、国際会議等の機会を活用して、サイドイベントとして同窓会交流機会を創出することを検討してまいります。

最後に参加国の拡大です。当初は5か国でスタートしたこのプログラムですが、現在は11か国からの参加者があります。これまで、当初は海上保安官が直接赴いてリクルートしておりましたが、コロナ禍以降、JICA事務所、海外にいる当庁職員を通じたリクルート活動に移行しており、これからも、特に太平洋島嶼国など、新規参加への働きかけを強化し、MSPの裾野を広げることを目指します。これによりアジア太平洋地域全体の海洋ガバナンス強化に貢献することができるものと確信しております。

総括といたしまして、MSPはこの10年間でアジア太平洋地域の海上保安における中核人材を育成し、国際協力の基盤を着実に構築してまいりました。一方で、この政策レビューを通じて、語学支援や指導体制の強化の必要性といった改善点も明らかになりました。繰り返しになりますが、今後はこれらの課題に対応することで、本プログラムをより持続的で、実効性の高い政策へと進化させ、地域全体の海洋秩序維持に大きく寄与していくたいと考えております。

以上で本日の報告を終わらせていただきます。

【加藤座長】ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について御意見、御質問等がありましたらよろしくお願ひします。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 すみません。私は3時、もう間もなく出ないといけないものですから、何点か質問ということになります。まず1つ目、さっきの41ページ、課題として、海上保安大学校における指導体制といいますか、指導教官が、1人当たりの負担が大きいということで、何となく想像がつくんです。ある特定の教員に頼った形で、教官に頼った形で、多分プログラムが回っているんだろうなということは想像に難くないんですが、そもそも海上保安大学校は、どういう方が教官になると思ったらよろしいんですか。もともと現場働きの方々が、こういう大学校のほうに派遣されていくようなイメージなのか、あるいは、カリキュラムを見ると、かなりエンジニアリングっぽかったり、システム工学的なもの、22ページを見るとそういうのがあるので、どちらかというとアカデミアからリクルートしていると思っていいのか。この辺りはどういうバックグラウンドの方が。それによって、例えば今後の語学能力の向上云々の話もかなり変わってきますし、やっぱり、できるだけ、

英語で当然話せて、そういうアカデミア的な知識を持っている人じゃないとそういう指導はできないと思うので、どんな人たちが指導教官になっているのか。これは一応質問です。

それから、この狙いなんんですけど、もともとM S Pの。22ページを見ると、確かにかなり、ミクロやマクロも教えていただいているようで、要するに社会科学を使うということは、最終的にここで狙っているのは政策立案者をつくりたいというイメージでいいのか。多分、参加されている方々はもともと現場働きの方々だと思うのですが、そういった方々が、基本的に、将来的に実際、制服組から背広組という言い方をするのが正しいかどうか分からないですけど、現場にいる制服の方々が、要するに、ある種、役所というか、そういうところに行って、背広を着て、そういう政策をつくっていくという、そのルートをつくりたいというイメージでよろしいのかについて、これは基本的なところですけれども、教えていただければと思いました。

あと最後に、アルムナイをつくられるということを言っていたので、これはいいと思います。ぜひ、定期的に同窓会をつくっていくと、いろいろなキャリア、卒業生のキャリアのフォローアップもできますし、あと我々がよくやるのは、エグゼクティブプログラムみたいな、卒業生とかを対象にした、知識のアップデートみたいなことをやると、これもこれで、1つの新たな貢献になるかなと思ったので、こういう同窓会の取組はいいかなと思いました。

以上です。

【加藤座長】 では質問に対してお答えをお願いします。

【稲葉教育訓練管理官】 御質問ありがとうございます。まず最初に、海上保安大学校教官のバックグラウンドについてですが、一般大学の教授を対象に公募をかけて、我々の大学校の教授として教鞭を執っていただいている方と、海上保安大学校を卒業した者で、その後、修士、博士を取得するために、一般大学に進学をして、その後、海上保安大学校の教鞭に就く方、2つのタイプの人間がおります。中には、数年間、現場での活躍をされて、現場での状況を踏まえた上で、教官として戻ってくる者もいます。このような3種類の方の総合体というか、複合体で教授陣が構成されています。

そして2番目の目的ですけれども、ユニフォームから背広に変わるというところまでは直接的に考えてはおりません。各海上保安機関でのトップマネジメント、政策立案というか、関係省庁との総合調整をする中で、どのような判断、決断をされていくのかという、将来、長官なり司令官になる、そういう方々を育成していきたいというのが本プログラム

の目的であります。

最後はすばらしい、エグゼクティブプログラムの御提言をいただきましたので、今後、考えていくたいと考えております。

以上です。

【佐藤委員】 ありがとうございます。もともと大学出身者が多いというのであれば、公募をかけるときに、最初から英語ができる人と限定したほうがよくて、これから恐らく、海上保安官の方々も、コミュニケーション上、英語ができないとどうにもならないという時代も来ると思うので、基本的にはこういう大学校で教える教官は、英語は必須というのがあつていいと思います。これはもともと募集要件で、募集で、条件としてつけることは可能だと思います。我々の大学は普通やっていますので、御検討いただければと思います。

【稻葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ではほかにいかがでしょうか。大串委員どうぞ。

【大串委員】 御説明ありがとうございました。1点だけ気になったのが、例えば日本の海上に関する法規の考え方とかを、関係国にも理解してもらって、できれば応用してもらって、似たような法体系をつくり上げていきたいというような、何というんでしようか、保安上の体制といいましょうか。そういういた狙いもあると思ってよろしいでしようか。ただ慈善に、ボランティア的に、おたくの法律制度をよくするよういろいろなものをやるよというのではなく、もう少し深いところの意図をやっていらっしゃるというところでよろしいでしようか。

【稻葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。我々の価値観を押し付けるということではございません。まさにいろんな国の人間が集まることで、いろいろな国のいろいろな事情、背景に基づいて、法体系なり考え方方が形成されていると思いますので、もちろん海上保安庁だとか、海上法執行に係る我が国政府の海洋ガバナンスの考え方ということは御紹介をし、それに基づいて、各国の皆様方がそれをどう評価するのか。そういうところの議論を通じて、より深い知識を持っていただくというか、そういう能力を高めていくことを目的としております。引いては我々のことをしっかりと理解していただくことが目的になると思います。

【大串委員】 ありがとうございます。それにしては予算が少ないなと思いましたので、もう少ししっかりと、がっちり取っていっていただいて、相互理解を深めていくていただくような方針も大事かなと思いました。ありがとうございました。

【稻葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほかにいかがでしょうか。松田委員、よろしくお願ひいたします。

【松田委員】 御説明どうもありがとうございます。全体として、非常に重要な取組だと思って聞いておりました。1つ、もしかすると私が聞き逃してしまったかもしれないのですけれども、英語の問題というのは意外にやっぱり大きいと思います。それで、こここの課題への対応ということで、まさに書きになっていらっしゃるように、送る側、送られる側、両方の努力が必要だと思うのですけれども、これは拠出するほうの機関に対しては、英語能力について、何か例えれば、TOEFL何点以上じゃないと受入れないよといったような、何か定量的な水準をお示ししたうえで参加者を募ってもらったりということはしているのでしょうかかという、これは質問です。

それからもう一つは、受入れ側も、英語のライティング指導をやっていかなきやいけないというのは、これは論文を書く上では必要と思うのですけれども、恐らく、あまりに英語能力が限定期だとすると、ライティング以外のところもいろいろ問題があるのでないかと思います。例えば、私はビジネススクールで教えているのですけれども、ビジネススクールについていくだけの、例えば数学的能力がないというような学生には、ビジネススクールのプログラムが始まる前に、プレスタディみたいなものを集中講義でやったりしています。英語の場合には、プレスタディを何回かやったからといってすぐに上がるものではないとは思いますが、ライティング以外のコミュニケーションを高めるとか、そういう意味での、もう少しサポート的な、プレスタディ的なものというのは、何かお考えなのでしょうかというのが質問の2点目です。

以上です。

【加藤座長】 お願いします。

【稻葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、MSPのこのプログラムは、GRIPS、政策研究大学院大学から修士号をいただくということになっております。GRIPSでの成績会議を経て修士号の取得をするということで、入学時におきましても、IELTS、TOEFLでの一定のレベルを求めております。IELTSのアカデミック6.0以上相当というようなことを求めておりまして、実際には入学前に、試験として、英語でのインタビュー試験も実施した上で、担当教授の方々も、これなら何とかなるだろうということで入学を許可している状況ですけれども、先ほどのアカデミックライティングのところでもお話を出ましたとおり、理工系で、人文社会

的なところをなかなか培ってこなかった、経験がなかった方につきましては、アカデミックライティングのところでも論文サポート教官を配置したりして、何とか全体的に、受入れ側としては、英語能力の向上と必要な能力の付与ということを努力しております。

また、委員から御提案のありましたプレスタディ期間というものは、ぜひできればとは思っているのですが、何分これはG R I P S、J C G A、そして生活サポートにつきましてはJ I C Aで面倒を見ていただいております。予算の限りもございます、なかなか、このプレスタディの期間までというところまではまだ達しておりませんが、今後の課題になると考えています。

以上です。ありがとうございます。

【松田委員】 ありがとうございます。

【加藤座長】 ほか、特にございませんか。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 すみません、今日は参加が遅くなりまして申し訳ありません。御説明ありがとうございます。先ほどからの御意見にも近いんですけど、英語がもちろん必要なのも十分な理解はできるんですが、リサーチペーパーを書ける能力があるかないかだけで機会が決まってしまうの、ちょっともったいないような気がしていまして、ぜひともリサーチペーパーのサポートというところを充実できると、また機会が増えるのかなと思うんですけれども。今回、将来のリーダー育成が目的ということですので、そのリサーチペーパー用の英語でなくても、コミュニケーションとか、そういったところでの英語ができれば十分みたいな考え方なんでしょうか。それともやっぱり、そういったリサーチペーパー書ける能力が、アカデミックライティングの能力も割と重要視しているので、そこで絞っているというような考え方なんでしょうね。

【稻葉教育訓練管理官】 ありがとうございます。将来リーダーを担う人間でありますし、このような本来の目的に資するためには、ある程度のアカデミック・ライティングスキル、英語でのアカデミック・ライティングスキルが求められていると思っております。

一方で、対象国となりますアジア太平洋地域というのはまだまだ発展の途上にある国々も多く、しかも海上保安、海上法執行に係るところはどちらかというとドメスティックな職業分野ですので、英語能力が堪能な方々が数多くいるわけではございませんので、今、我々として、受入側で論文サポートの精度を高めつつ、国際協力の1つとして、能力向上支援の一環として我々はやっておりますので、一般の公募の留学制度とは異なるものとして、我々、この取組を実施しておりますので、こういうところでしっかりとサポート

していきたいと考えています。

以上です。

【鈴木委員】 ありがとうございます。あと年齢層的にはどの辺りの方が割と多くなるのでしょうか。

【稲葉教育訓練管理官】 今、35から40くらいの方が大体来ていらっしゃいます。まだ10年目ですので、初めに来られた方も45、50手前ですので、今後、あと5年、10年すると、各国のトップマネジメント、長官、司令官という人が出てくるのではないかと期待しております。

以上です。

【鈴木委員】 ありがとうございます。以上です。

【加藤座長】 ほかにいかがですか。では、大串委員、お願いします。

【大串委員】 もうA.I.が論文を書いてくれますので、あんまり英語力に関しては心配しなくていいと思います。私も英語で授業をしているんですけども、何というんでしようか、学生には今後5年のうちに、お互いの母国語で議論ができるようなデバイスがもう出てくるので、それよりもしっかりと批判的な思考能力とか、どのように日本の法体系がなっていて、それで海洋ガバナンスが行われているのかということをしっかりと教えていただくほうが一番いいのかなと思いますし、人間関係によっていろいろな問題が解決していくところもありますので、ぜひたくさん交流をしていただくように、もっと人数を増やしていただけるような方向で頑張っていただければと思いました。すみません、何か評価になつていないですけど、以上です。

【稲葉教育訓練管理官】 応援メッセージありがとうございます。事務局としてはそのような方向で行きたいと思っております。私の師匠も大学の中にいらっしゃいますので、師匠の教官にも今の話を伝えたいと思います。ありがとうございます。

【加藤座長】 時間が参りましたので、以上で3つ目のテーマも終わりたいと思います。どうも稲葉教育訓練管理官、ありがとうございました。

それでは評価についての議論は以上となります、各部局におかれましては、いろいろ御意見も出ましたので、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。お疲れさまでした。

続いて、報告事項に移りたいと思います。事務局から資料2「政策レビューテーマ(案)」と資料3「政策レビューのフォローアップ」についてまとめて報告をお願いいたします。

【磯野政策評価官】 それでは資料2について、御説明を申し上げたいと思います。「令和8年度 政策レビューテーマ（案）」でございます。令和8年度の政策レビューテーマ（案）も、今年度と同様、3つのテーマでございます。

まず1つ目が、踏切対策の推進でございます。踏切道の数、事故件数につきましては、着実に減少しているところでございますが、依然として事故、渋滞が多数発生をいたしております。令和3年に改正をされました踏切道改良促進法に基づきまして、緊急に対策の検討が必要な踏切、カルテ踏切と言いますが、それらのカルテを公表いたしまして、踏切道の改良対策をしっかりと推進をしているところでございます。また、踏切道のバリアフリー対策も併せて行っているところでございます。令和8年度は踏切道改良促進法の施行から5年が経過をするというタイミングでございます。カルテ踏切の対策状況、また踏切道のバリアフリー対策の進捗状況等につきまして、分析・評価を行い、今後の施策へ反映をしたいと考えております。

続きまして2つ目でございます。航空管制システムが保有するデータの利活用でございます。将来の航空交通システムに関する長期ビジョンに基づきまして、平成27年2月から航空の振興に資する研究や技術開発の実施機関に限定をいたしまして、航空管制システムが保有する一部のデータの公開を開始をしているところでございます。また、昨今、新たな航空モビリティなど、空域利用ニーズが多様化をしておりますし、またAIやDXなど、デジタル技術が進化しております。これらを受けまして、今年6月にCARATS 2040を策定したところでございます。先ほど申し上げましたように、一部データの公開開始から10年が経過をしたというところでございます。オープンデータの利活用状況等につきまして、分析・評価を行い、さらなる利活用に向けた改善・充実に取り組みまして、政府としてのオープンイノベーション等の加速化に寄与したいと考えております。

3つ目が測量資格制度でございます。測量技術者（測量士・測量士補）の高齢化の問題、また若年技術者の不足等がございまして、将来の担い手確保が喫緊の課題となってございます。令和6年6月に測量法が改正をされました。その際国土交通委員会の附帯決議としまして、「測量士を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、さらなる資格制度の改善について早期に検討を進めること」という国会からの要望がございました。それを受けまして、現行の測量資格制度に関して分析・評価を行い、将来の測量技術者の担い手確保に資する測量資格制度の改善に反映をさせたいと考えております。

資料2「令和8年度 政策レビューテーマ（案）」につきましては以上の3つでございま

す。

続きまして資料の3を御覧ください。資料3は「令和3年度 政策レビューのフォローアップ対象一覧」でございます。令和3年度に取りまとめました改善方策につきまして、その後の担当局等の取組の実施状況を整理をいたしました。令和3年度はこちらにございます4つが政策レビューのテーマでございました。

まずは、資料3-1を御覧ください。資料3-1は「i-Constructionの推進」でございます。1枚飛ばしまして、2ページ目を御覧ください。対応方針と取りまとめ後の実施状況ということで、この後、その内容につきまして紹介がされております。

2ページ目が①ICTの全面的な活用でございまして、左側の四角囲いが対応方針ということで、さらなる現場実証や基準類の整備を実施予定というものでございます。実施状況でございますが、下にございますように技術基準類の整備がどんどん進んでおりまして、ICT施工実施率が向上をしているという内容でございます。右にグラフがございますが、令和2年度が81%だったものが、令和6年度は89%ということで、着実に向上していることがわかるかと思います。

時間の関係で1枚飛ばしまして、その次、③施行時期の平準化でございます。左側、対応方針でございますが、地域ごとに発注者としての平準化率の目標値の設定、フォローアップを推進というものでございます。右、実施状況でございますが、令和2年度から国・地方公共団体の平準化率（閑散期）を集計して公表し、毎年フォローアップを実施をしているところでございます。左下にグラフございますが、こちらも着実に推移をしているというところでございます。

次のページでございます。④3次元データの利活用でございます。左側、対応方針の(2)でございますが、BIM/CIM活用未経験企業へのアドバイザーモードを全国へ展開するという内容でございまして、右側、実施状況でございますが、アドバイザーモードを拡大しているところでございます。

続きましてその次のページでございます。⑤官民連携の体制構築でございます。左側、i-Construction大賞へ建築を含む建設業全体や建設業界以外からの応募が行われるよう、募集の工夫や取組内容の広報を強力に推進をしているというのが対応方針でございました。右側、実施状況でございますが、令和4年度に、平成29年度から実施してきましたi-Construction大賞をインフラDX大賞へと改称しまして、令和6年度には応募件数が過去最多を記録をしているところでございます。

次のページを飛ばしまして、その次のページ、⑦の i-Construction の今後の方向性でございます。左側、対応方針でございますが、これまでの i-Construction をインフラ分野の DX の取組へと拡大をしていくという内容でございます。右側、実施状況でございますが、令和 6 年度に i-Construction 2.0 を策定をいたしまして、2040 年度までに建設現場の省人化を少なくとも 3 割、生産性を 1.5 倍向上することを目標としているところであります。令和 7 年 10 月にはウクライナにおける遠隔施工の実演が行われたところでございます。

「i-Construction」の推進の説明につきましては以上でございます。

続きまして資料 3-2 「無電柱化の推進」でございます。こちらも 1 枚飛ばしまして、2 ページ目からでございます。左側、対応方針でございますが、1、無電柱化を推進する上での目標や方向性でございます。右、実施状況でございますが、電柱倒壊リスクがあります市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率については、着実に増加をしているところでございます。左下にグラフがございますが、令和 3 年度 41% に対しまして、令和 6 年度は 47% ということでございます。

次のページでございます。2、新設電柱の抑制、コスト縮減の推進、事業のスピードアップでございます。新設電柱の抑制につきましては、令和 4 年 4 月に新設電柱の抑制法策を取りまとめ、公表したところでございます。またコスト縮減の推進につきましては、令和 6 年 3 月に無電柱化のコスト縮減の手引を策定、周知をしたところでございます。

次のページでございます。事業のスピードアップのところでは、包括発注方式を補助事業にも適用しまして、また令和 4 年度から PFI 手法を活用する場合に、30 か年以内で国庫債務負担行為を設定できるよう制度を拡充をしたというところでございます。

次のページでございます。3、占用制限、自治体への技術的支援でございます。占用制限につきましては、令和 3 年 3 月に創設をしました届出・勧告制度の円滑な運用を図るために、具体的な考え方、運用方針を定めましたガイドラインを策定をしたところでございます。また、自治体への技術支援につきましては、ガイドラインや好事例集を作成をして、無電柱化の促進等を支援をいたしております。「無電柱化の推進」につきましては以上でございます。

続きまして資料 3-3 「空港の安全の確保」でございます。

こちらも 1 枚飛ばしまして、2 ページ目からでございます。左側でございますが、制限区域内事故について、平成 30 年度から 15 年間で半減という目標がございます。リスク

ベースに重心を置いた観点から強化・改良を行うことによりまして、制限区域内事故の継続的な減少を図るというものでございます。実施状況でございますが、令和6年12月にワーキンググループを開催をいたしまして、制度的措置の方向性を取りまとめた上で、第10回の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」で報告をしたところでございます。また、その下でございますが、航空法施行規則等の一部を改正をいたしまして、重大な事案等が発生した際など、国が直ちに対応できる体制を確保いたしております。

次のページでございます。国の安全指針の一層確実な目標値達成を図るために、全ての空港におきまして、国と同一の安全指標を設定させた上で、目標達成に向け指導・監督をしていくというものでございます。右側、実施状況でございますが、令和4年2月に国の安全指標と同一のものを設定するよう、全空港の設置管理者に要請をいたしまして、全空港において設定済みとなってございます。

次のページでございます。大規模空港設置管理者へ取組の充実・強化を指導、また、安全監査、リスクベースに重心を置いた有効性の観点での検査を強化をするという対応方針でございますが、下にございますように、設置管理者との意見交換を開催しておりますし、右にございますように、有効性評価チェックシートを改正をいたしまして、リスクベースに中心を置いた有効性の観点での検査を強化をしているところでございます。

次のページでございます。不適切事項について、是正完了まで一層きめ細かく監視・指導という対応方針でございます。それに対しまして、令和4年より、安全監査において定期検査で認められた不適切事項につきまして指導を実施をしております。

次のページでございます。安全監査におきまして、リスクベースに中心を置いた有効性の観点での検査を強化、また、他空港の事故情報に基づくリスク管理を充実・強化するよう指導というのが対応方針でございます。実施状況としましては、先ほど申し上げました大規模空港と同様の対応を中小規模の空港でも行っているということでございます。

「空港の安全の確保」につきましては以上でございます。

最後、資料の3-4「地理空間情報の整備、提供、活用」でございます。

こちらも2枚飛ばしまして、3ページ目から御説明を申し上げます。①測地測量基盤の継続的な整備・維持でございます。左側、対応方針でございますが、位置・高さの基準の整備・維持管理につきましては、右、実施状況でございます。令和5年4月に宮古島市のフデ岩など、三角点を新たに設置をしているところでございます。また、対応方針の2つ目、電子基準点の維持管理と安定運用のところでは、左下にございますように、維持管理

を確実に行いまして、データ取得率99%以上を継続をしているところでございます。

次のページでございます。左側、対応方針でございます。(2) 標高データの整備、活用の推進でございます。下にございますように、標高データの整備を加速ということで、標高データの整備面積が令和元年度、1万5,000平方キロメートルから、令和6年度で10万5,300平方キロメートルということで加速されておりまし、右にございますように、毎年度、一定数活用されているところでございます。

次のページでございます。災害対策本部等で活用される緊急撮影された空中写真・オルソ画像、浸水推定図等の整備、また、地理院地図における災害情報の集約・提供というのが対応方針でございます。右側、実施状況でございますが、令和6年能登半島地震発生時におきましても、空中写真などが活用されておりまし、整備をされました情報につきましては、ウェブ地図サービスの地理院地図に災害情報を一元的に集約をして、広く提供されているというものでございます。

1枚飛ばしまして、教育等の測量分野以外での利用促進でございます。教育コンテンツの拡充、地理空間情報の意義の普及や認知度の向上でございます。実施状況でございますが、国土地理院ウェブサイトを開設をしております「地理教育の道具箱」の内容を拡充をしているところでございます。また、毎年度、G空間EXPOを開催をいたしまして、地理空間情報の活用を推進をしているところでございます。

「地理空間情報の整備、提供、活用」につきましては以上でございまし、資料2の「令和8年度 政策レビューテーマ（案）」、資料3の「令和3年度政策レビューのフォローアップ」の説明は以上でございます。

【加藤座長】 御説明ありがとうございました。

御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。大串委員どうぞ。

【大串委員】 すみません、短めに。ありがとうございました。i-Constructionの8ページなんですかけども、今後の方針のところで、生産性向上というところが大きく書かれているんですけれども、これはi-Constructionによって、例えばつくったときのデータがかなり蓄積されていますので、補修・保全とかにも活用されると考えてよろしいんでしょうかというのが1つ質問です。

2点目が、地理空間情報の提供のところで、最後のページ、7ページにEXPOの来場者人数が書かれているんですけども、通常と比べて、令和6年度は2万6,000人と、こ

これまでの十何倍、十二、三倍くらいになっている。これは何ですかという、そこだけ、ごめんなさい、教えていただければありがたいです。

【加藤座長】 お願いします。

【磯野政策評価官】 御質問いただきましてありがとうございます。1つ目の i-Cōnstructionにつきましては、おっしゃるとおり、色々な場面で活用できる技術だと思いますので、そういう活用は可能かと思います。

G空間EXPOの数字が増えた理由でございますが、資料の上にちょっと書いておりますように、ほかの企画展と同時開催をしたということで、確認しましたら、国際宇宙産業展、防災産業展、グリーンインフラ産業展と同時開催をしたということでございます。単独で開催するよりも、色々な方がいらっしゃったのかなと思っております。

以上でございます。

【大串委員】 ありがとうございます。オンラインもやられたのかなと思ったんですけど、同時開催の威力が大きかったということですね。

【磯野政策評価官】 おっしゃるとおりです。

【大串委員】 ありがとうございました。

【加藤座長】 ほかいかがですか。よろしいですか。

着実に対応していただいているということが分かりました。ありがとうございました。タイムマネジメントがよくなくて少し時間を超過してしまいました。申し訳ありません。本日予定していた議題は全て終了しましたので、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。

【磯野政策評価官】 ありがとうございます。

それでは最後に、渡邊政策統括官より御挨拶を申し上げます。

【渡邊政策統括官】 本日は多くの貴重な御意見ありがとうございました。今後は3月末の評価書公表に向けまして、皆様の御意見を踏まえながら、評価書の充実を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続き、御指導をよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

【磯野政策評価官】 ありがとうございました。

以上をもちまして、第62回国土交通省政策評価会を終了したいと思います。

―― 了 ――